

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
静岡県浜松市	1	遠隔診療/遠隔服薬指導の特例恒久化	【遠隔診療】 移動診療車を活用したオンライン診療サービス ・看護師が医療機器などを搭載した移動診療車で患者の自宅付近まで訪問し、車両内のテレビ会議システムを通して医師が遠隔地から患者を診察する。	持続可能な医療体制の実現	情報通信機器を用いた診療については、R2.4.10厚生労働省事務連絡において、一定の条件を満たせば、初診からの診療による診断や処方差し支えないとされたところであるが、あくまで新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取り扱いとされており、今後安定的に事業を実施していくにあたっての不確定要素となっている。	・医師法第20条 ・情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（H9.12.24 厚生省健康政策局長通知） ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて（R2.4.10厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）	・新型コロナウイルス感染症に際しての特例的な取り扱いである初診に関する制限の撤廃及び、遠隔服薬指導に関する制限等を緩和する。 ・規制改革推進会議の第1回医療・介護ワーキンググループ（R3.9.10開催）にて緩和の方向性が示されたが、法改正前であり、診療報酬等未確定の部分もあるため、引き続き提案する。	厚生労働省	（オンライン診療について） オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時限的措置の恒久的な枠組みについては、（中略）同一年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。 オンライン診療に係る診療報酬については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしており、オンライン診療を行う医師の所在については、「情報通信機器を用いた診療は、原則として、保険医療機関に所属する保険医が保険医療機関内で実施すること。なお、保険医療機関外で情報通信機器を用いた診療を実施する場合であっても、オンライン指針に沿った適切な診療が行われるものであり、情報通信機器を用いた診療を実施した場所については、事後的に確認可能な場所であること。」としております。
静岡県浜松市	2	遠隔診療/遠隔服薬指導の特例恒久化	【遠隔服薬指導】 中山間地域等を始めとした遠隔地に対し、オンラインでの服薬指導を行い、医療が必要な全ての市民に薬局サービスを提供することで、オンライン診療、MaaSと連携し、保険薬局からデマンド交通利用による自宅への薬剤配達・決済の一連の流れをシームレスに完結できる未来型医療の構築につなげる。	持続可能な医療体制の実現	オンライン服薬指導の実施に係る要件を規定されており、令和2年4月10日厚生労働省事務連絡においてオンライン服薬指導の実施に係る要件を緩和（コロナによる特例）で暫定的に認められている。販売・授与目的の調剤は処方箋（原本）によると規定されている。	新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて（R2.4.10厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）	・新型コロナウイルス感染症に際しての特例的な取り扱いである初診に関する制限の撤廃及び、遠隔服薬指導に関する制限等を緩和する。 ・規制改革推進会議の第1回医療・介護ワーキンググループ（R3.9.10開催）にて緩和の方向性が示されたが、法改正前であり、診療報酬等未確定の部分もあるため、引き続き提案する。	厚生労働省	（オンライン服薬指導について） オンライン服薬指導については、規制改革推進会議医療・介護WG（令和3年9月10日開催）で示したとおり、初回でも薬剤師の判断により実施を可能とする方向で、検討しており、本年秋頃に薬機法に基づくルールの見直し案についてのパブリックコメントを実施した上で、関連する施行規則の公布、通知の改正を行う予定です。 オンライン服薬指導に係る診療報酬については、令和4年度診療報酬改定において、オンライン服薬指導の割合に関する要件を撤廃し、対面による服薬指導と同じ点数にする等の見直しを実施することとしております。
静岡県浜松市	3	巡回診療の明確化と日数制限の拡大	無医地区等で実施可能な巡回診療を同一地点で週2回以上の実施を可能とする。 廃校や集会所を活用し、巡回診療を実施する。	持続可能な医療体制の実現	巡回診療について週2日以上定期的に巡回診療を行う場合又は一定地点で概ね3日以上継続して巡回診療を行う場合、その実施場所を診療所として開設するためには、設備投資等が必要であることや、届け出が毎回必要となってくる。	巡回診療の医療法上の取り扱いについて（昭和37年6月20日医発554号）	週2日以上定期的に巡回診療を行う場合又は一定地点で概ね3日以上継続して巡回診療を行う場合、その実施場所を診療所として開設するため、日数制限を拡大し、開設手続きを不要とする。	厚生労働省	定期的に反復継続して巡回診療を行う場合には、都道府県知事等が、その診療内容や設備の状況を把握し、必要に応じて指導監督等を行うことができるよう、診療所の開設手続を行うことが必要であると考えています。
静岡県浜松市	4	通院中の方の健康づくり支援に対する医師の指導・助言を電子データのデジタル通信でも可能とする	通院中の方の健康づくり支援をする場合、保険者から委託を受けた事業者が、本人を介さず、本人の了承を得た上で、医師の指導・助言データを手に入れることを可能とする。 ・保険者による保健事業として、保険者若しくは保険者から委託を受けた事業者が、医師の指示のもと生活習慣病保有者に対して生活習慣改善支援をオンラインで実施する。 ・医師の指導・助言は、本人同意のもと医師から民間企業への直接、メールやクラウドを介したデータ連携による電子媒体でのやり取りを可能とする。	医療機関とのシームレスな連携を実現	民間企業が現在治療通院中の方の健康づくり支援を行う場合、医師の承諾・指示のもと実施しなければならない。この承諾・指示は要配慮個人情報に該当するため、書面を前提としており、民間事業者が電子データにて取得することができない。	・「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」（H29.5.30改正厚労省・経産省） ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（令和2年10月一部改正）	委託を受けた事業者が現在治療通院中の方の健康づくり支援を行う場合、指導・助言データを医師から直接事業者が手に入れることを可能とする。	厚生労働省	医師が出す運動又は栄養に関する指導・助言（以下「医師の指導等」という。）に基づき、民間事業者が運動指導又は栄養指導を行う場合、医師の指導等を、患者の同意の下で、民間事業者に対してメール等の電子データで送付することは、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」（平成26年3月31日厚生労働省・経済産業省。以下「健康寿命延伸ガイドライン」という。）上、可能です。 なお、健康寿命延伸ガイドライン2。（1）＜基本的な考え方＞において、「医師が行う運動又は栄養に関する指導・助言を書面又は電子データ等の形で発出すること～行われなければならない。」としており、医師の指導等を電子データにより発出することが可能であることを明示しております。
静岡県浜松市	5	栄養指導の対象管理栄養士拡大	管理栄養士の所属していないクリニックなどの医療機関において、医師の指示のもと委託を受けた民間企業が、遠隔（オンライン）での生活習慣改善支援（外来栄養指導、若しくは生活習慣改善指導）を保険診療の一環として実施を可能とすること。	・持続可能な医療体制の実現 ・医療機関とのシームレスな連携を実現	・診療報酬上では、当該保険医療機関に所属する管理栄養士（外来栄養食事指導料1）と、当該保険医療機関以外の管理栄養士（外来栄養食事指導料2）の2種類があるが、いずれも、民間企業に所属する管理栄養士は対象外となっている。 ・疾病治療中の方への健康づくり支援の機会を十分に提供したいという目的であり、保険診療で実施できることを目指している。現状は当該医療機関において、糖尿病を治療していた場合に、民間企業へ委託しようとする、保険診療では算定対象外なため実施できない。また、同一疾患治療の延長線上では保険内診療と保険外診療の混合はできないため、自由診療であったとしても提供はできない状況である。	診療報酬（外来栄養食事指導料）	遠隔（オンライン）での生活習慣改善支援（外来栄養指導、若しくは生活習慣改善指導）を可能とし、また、保険診療の一環として実施を可能とする。	厚生労働省	医師の指示のもとに管理栄養士が行う外来栄養食事指導については、当該医師と管理栄養士の連携が適切に行われること等が重要であることから、当該医師と同じ医療機関に所属する管理栄養士が行うこととしているが、栄養指導等に係る評価の在り方については、今後必要に応じて、中央社会保険医療協議会において検討してまいります。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
静岡県浜松市	6	民間事業者による委託での運動療法オンライン実施	理学療法士の所属していないクリニックなどの医療機関において、高血圧、脂質異常症、糖尿病などの予防目的の方への運動療法を医師の指示のもと委託を受けた民間企業が、遠隔（オンライン）での生活習慣改善支援を保険診療の一環として実施を可能とすること。	・持続可能な医療体制の実現 ・医療機関とのシームレスな連携を実現	運動療法については、理学療法士が担うことが一般的であるが、理学療法士が算定できる外来リハビリテーションは、診療報酬上では、心大血管リハビリテーション料（心筋梗塞や心不全）脳血管疾患等リハビリテーション料（脳梗塞や脳出血）廃用症候群リハビリテーション料（極端な身体機能低下）運動器リハビリテーション料（整形外科疾患）呼吸器リハビリテーション料（呼吸器疾患）の対象である必要があり、そもそも「高血圧、脂質異常症、糖尿病」などの身体機能に制限のない予防目的の方への運動療法は診療報酬点数の対象になっていない。	診療報酬	診療報酬上の対象範囲を広げ、高血圧、脂質異常症、糖尿病などの予防目的の方への運動療法を医師の指示のもと委託を受けた民間企業が、遠隔（オンライン）での生活習慣改善支援を保険診療の一環として実施を可能とする。	厚生労働省	公的医療保険では、疾病や負傷の診断・治療を保険給付の対象としており、予防医療については疾病や負傷に対する診断・治療と言えないことから、保険給付の対象としていない。
静岡県浜松市	7	福祉用具貸与機器への追加	・介護保険の福祉用具貸与機器に、以下のバイタル計測機器を追加。 ・要支援・要介護で在宅の方を対象に心拍や呼吸数、睡眠深度などを計測できるバイタル計測機器	持続可能な医療体制の実現	ヘッドや布団を離れた時に通報する等の一部のセンサーは、認知症の方に限り、福祉用具貸与機器として認められ、介護保険の適用を受けることが可能である。 しかしながら、福祉用具貸与における介護保険の適用は対象となる用具が定められており、規定されているもの以外は介護保険の適用を受けられない状況である。	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成30年3月30日 厚生労働省告示第180号）	日々の変化等を把握し、延命寿命となる前に異常を感知し、必要に応じ警備会社等が駆け付けることを可能とするため、要支援・要介護で在宅の方についてバイタル計測機器導入経費等を介護保険適用とする。	厚生労働省	市町村独自での福祉用具貸与の項目の追加については、岡山県岡山市で総合特区で実施されている「介護機器貸与モデル事業」のように、特区の枠組みのなかで、地域支援事業を活用して一定の要件の下、実施することが可能となっています。その要件は次のとおりです。  ○事業の実施により、高齢者の自立支援につなげること。 ○厚生労働省老健局に、実績データ等の情報を提供すること。 ○貸与事業の対象とする介護機器は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成11年厚生省告示第93号）に定める機器ではなく、また、厚生労働省老健局が示す「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」の要件をすべて満たすこと。 ○貸与事業の対象の介護機器の効果については指定自治体においてデータ等を収集し、分析した上で厚生労働省老健局に報告すること。 ○貸与事業に係る利用者の負担を介護保険給付の対象となる福祉用具貸与と同じとするなど、介護保険制度の福祉用具貸与の仕組みに則って行うこと。  なお、福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、介護保険給付の対象とし、福祉用具貸与種目を定めているところです。介護保険給付対象としての福祉用具貸与種目の追加・拡充にあたっては、厚生労働省が開催する「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」での評価検討を行う必要があります。
静岡県浜松市	8	薬局併設型検体測定室における検査や薬剤師による健康指導、管理栄養士による食事指導・栄養指導の拡充	【薬局における健康チェック】 薬局併設型検体測定室における検査や薬剤師による健康指導、管理栄養士による食事指導・栄養指導を実施する。	・地域薬局の対人業務への注力 ・持続可能な医療体制の実現	検体の測定結果について、薬剤師の判断を伝えることは禁止されている。	検体測定室に関するガイドラインについて（平成26年4月9日厚生労働省医政局長発出通知） 第2 検体測定室の指針について	・検体の測定結果について、薬剤師が判断し、基準値との比較などを伝えられるものとする。 ・測定結果によって、特定健康診査や健康診断の受診勧奨に加え、医療機関受診勧奨ができるものとする。	厚生労働省	医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、我が国で適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識・能力を確認するための医師国家試験に合格し、医師免許を取得した者でなければ医療を行うてはならないこととしております。ご提案の「薬剤師が判断」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、医師以外の者が医行為にあたる診断を行い、それに基づく受検者への診断結果の通知や医療機関への受診勧奨等を行う場合、受検者の医療機関への受診が遅れ、適切な治療の機会を逸する恐れがあり、認められません。 なお、受診勧奨を行う際に、医学的判断が伴わないもの（医行為に該当しないもの）については、医師法上、規制の対象とはなりません。
静岡県浜松市	9	調剤業務の一包化業務委託	保険薬局間における連携体制（大型薬局へ調剤業務の一部を委託）を構築することで、地域薬局における業務改革を実現（調剤業務にかかる労力を縮減し、薬剤師が在宅医療業務やオンライン服薬指導業務などに注力できる体制へシフト）し、地域包括ケアへ積極参画する体制を整備する。	・地域薬局の対人業務への注力 ・持続可能な医療体制の実現	・薬局における調剤（調剤の求めがあった場合、当該薬局の薬剤師がその薬局で調剤すること）を規定 ・販売・授与目的の調剤は処方箋（原本）によるものと規定	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の11 ・薬剤師法第23条 ・保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第8条	・調剤業務（特に一包化調剤業務）を他の薬局に委託可能とする旨の規定を追加。 ・業務の一部委託による調剤は、電子媒体等による処方箋の副本を参照することで調剤可能とする旨の規定を追加。	厚生労働省	薬局における調剤等にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や医療安全上の責任の所在が不明確であることから、認めることは困難です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
静岡県浜松市	10	自家用車を活用した配送を可能とする	<p>・多様な手段によるデリバリーの実現  ・浜松市のデリバリープラットフォーム「Foodelix」では、一般的な買い物代行のスキームでの運用を想定しており、貨物自動車運送事業法の適用外として整理する。  同様に、現在「Foodelix」において、タクシー事業者は、貨物事業の許可を得て配送しているが、救援事業として整理する。  以下の通り実施方法を検討。  ①貨物運送に適した車両の確保  貨物の範囲を自転車・原付等で運搬可能なフード類及び日用品に限定し、個々で保有する普通乗用車・軽自動車で行う。  なお、貨物の範囲の特定を含め、浜松市内における物流版の地域公共交通会議を立ち上げ、トラック協会や商工会議所等、既存の貨物事業者の合意を得ながら、事業の進め方について協議していく。  ②貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置  株式会社やNPO法人単位での参画を想定しており、適切な運行管理のできる体制を整備する。  なお、個人事業主、いわゆるギグワーカーの活用は想定していない。  ③貨物運送に適用される損害保険への加入  「Foodelix」全体での加入又は参画事業者との調整のうえ対応する。</p>	共助型交通システムの実現	自家用自動車を配送インフラとして活用したいが、自家用自動車の有償運送は、中山間地域に限り認められているものの市全域での事業への活用ができない。	貨物自動車運送事業法第3条	道路運送法及び同法施行規則に定める自家用有償運送ができるよう緩和する。	国土交通省	<p>他人の需要に応じて、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、輸送の安全性確保や荷主保護等を図る観点から、道路運送法ではなく、貨物自動車運送事業法に基づき、貨物自動車運送事業として実施していただく必要がある。  同法では、  ・貨物の運送に適した車両の確保  ・法令遵守に関して従業員に対する指導及び監督を行う運行管理者の設置  ・車両の点検及び整備管理に係る適正な体制の確保  ・適正な運送約款の整備  ・損害賠償責任保険等への加入  等貨物自動車運送事業に適した体制を事業者ごとに整備していただくことを求めている。そのため、同法の規制に服さず、これらの体制が整備されていない地域住民等による有償での貨物運送を認めることは、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があることから、引き続き困難である。  なお、貴市の提案する事業が貨物自動車運送事業法の規制に抵触するか否かは、個別の運送形態についてより詳細を聞かせていただいた上で実質的に判断させていただきたい。</p>
静岡県浜松市	11	タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物運送の許可	タクシーなど既存の運送インフラとドローンなどの無人輸送機を組み合わせた商品販売事業者と配送業者、消費者を繋ぐオリジナルデリバリープラットフォームサービスの提供。	共助型交通システムの実現	現在、タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物運送の許可については、時限的・特例的な取り扱いとされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物自動車運送事業法第3条</li> <li>・タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取り扱い等について（R2.9.10国土交通省自動車局長通知）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について（R2.4.21事務連絡）</li> </ul>	タクシー事業者の本業への影響や、タクシーにより食料等を運送するという貨物運送上の安全性の観点から、大きな問題等が生じていない状況を踏まえ、措置の恒久化を求める。	国土交通省	タクシー事業者による食料・飲料の運送については、現在、輸送の安全性確保や荷主保護の観点から3か月ごとにモニタリング、検証を行っているところであり、今後の制度の在り方については、これらの結果も踏まえて検討してまいりたい。
静岡県浜松市	12	自家用有償旅客運送の実施主体拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の自家用車を活用した新たな共助型の交通システムを導入</li> <li>・個人が保有する自家用車を活用し、相互に補完し合うことで、移動手段の提供を行う。</li> </ul>	共助型交通システムの実現	自家用有償旅客運送を実施できる事業主体は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体</li> <li>・ NPO法人</li> <li>・ 一般社団法人、一般財団法人</li> <li>・ 農業協同組合、消費生活協同組合</li> <li>・ 医療法人、社会福祉法人</li> <li>・ 商工会議所、商工会となっており、個人や民間事業者が実施主体となることは認められていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路運送法第78条</li> <li>・ 道路運送法施行規則第48条</li> </ul>	自家用有償旅客運送の実施主体について、現在は規則に記載されている主体のみ、実施主体となることが可能だが、その他の民間事業者などが主体となることを可能とする	国土交通省	自家用有償旅客運送は、バス、タクシー事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するため必要と認められる場合に、地域の足を確保する重要性に鑑み、公共の福祉を確保する観点から、自家用自動車による有償運送を認めるものである。そして、バス、タクシー事業者によることが困難な場合は、一般的に、採算性の面からバス、タクシー事業者が参入しないような場合であり、運送サービスの提供が営利事業としては成り立たないものと考えられる。こうした地域に限り、バス、タクシー事業者以外の主体による有償旅客運送を認めるものであることから、自家用有償運送の実施主体は、法施行規則第48条に定める非営利団体に限定すべきである。
静岡県浜松市	13	自家用有償旅客運送の地域制限撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の自家用車を活用した新たな共助型の交通システムを導入</li> <li>・ 個人が保有する自家用車を活用し、相互に補完し合うことで、移動手段の提供を行う。</li> </ul>	共助型交通システムの実現	現在は、過疎地域やその他の交通が著しく不便な地域においてのみ認められている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路運送法第78条</li> <li>・ 道路運送法施行規則第49条</li> </ul>	過疎地域その他の交通が著しく不便な地域に限定することなく、自家用有償旅客運送を可能とする。	国土交通省	自家用有償旅客運送における交通空白地有償運送は対象地域を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」としているが、当該地域の具体的な定義、制限等は定められておらず、現行制度上も、地域公共交通会議等において、バス・タクシーによることが困難であること及び地域住民の生活のために必要な輸送であること（例えば地理的空白のみならず時間的な交通空白が生じている等）について協議が調った場合には柔軟に交通空白地有償運送の登録を受けることが可能である。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
静岡県浜松市	14	バス停の時刻表表示方法の追加	現在（年2回）よりも短いスパンでダイヤを改正し、効率的なバスの運行を実現する。	共助型交通システムの実現	天候や運行データ等に合わせ路線バスの時刻を柔軟に変更し、公共交通の利便性を向上させたいが、バスの停留所には発車時刻の掲示が必要である。 路線不定期運行であれば柔軟なダイヤ改正は可能であるが、実態は定期運行にもかかわらず、多くの路線を不定期運行の区分に変更することは難しいと考えている。市内には1,000ヶ所以上バス停がありダイヤ改正の都度、紙の張替え作業が発生し、ダイヤ改正の回数を増やすことは負担が大きい。ディスプレイ表示型のバス停であれば表示を容易に変更可能だが、イニシャルコスト等の観点から難しい	旅客自動車運送事業運輸規則第5条、第6条	路線定期運行の時刻表掲示義務を緩和し、QRコードやホームページ掲載を時刻表掲示の代替措置として認めるよう緩和を求める。	国土交通省	路線定期運行の乗合バスにおいては、利用者利便を確保する観点から運行系統ごとの発車時刻（時刻表）を停留所に掲示することとしている。時刻表をQRコードやホームページによる掲載のみとすると、スマートフォン等を利用しない旅客が発車時刻を確認できない等、利用者利便を阻害するおそれがあることから困難である。
静岡県浜松市	15	自動運転車両を活用した移動支援	・高齢化等により運転が困難となった方の移動支援、ラストワンマイルのケアなど中山間地域などにおける移動手段として自動運転車両の活用。 ・超小型モビリティ等の車両と安価な自動運転システムを組み合わせた顧客の移動ニーズに合わせた移動支援の実現。	公共交通の代替手段確保	レベル4の無人自動運転については、現在はまだ認められていない ※令和2年改正道路交通法により、自動運行装置を使ったレベル3の自動運転に関する規定が初めて追加された。（R2.4.1施行）	道路交通法第71条の4の2第2項第3号など	レベル4の無人自動運転に関する法整備。	警察庁	「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところ。
静岡県浜松市	17	ドローンの規制緩和	【スマート農業】 ドローンで農地を撮影し、農地の地形や農産物の生育のバラツキを観測する。 ドローンを用いて撮影し分析した地図データ、作物栽培状況データ等を基に、AIが適切な作業計画や農薬散布量を判断し、ドローンによって量を調節しながら農薬を散布する。 【ドローンによる鳥獣害対策】 ・三次元データとドローンを活用鳥獣害対策を実施する。山間地をドローンで巡回し、害獣を検知、三次元データにより取得したインフラ情報との連携により、安全・高速で移動できるルートを選んでドローンが飛行する。検知した情報を防災無線等に連携させ、音・光等により害獣を撃退する。 【ドローンによるインフラ・建築物点検、ドローンによる橋梁点検】 ・橋梁・トンネル等の道路構造物や、住宅・倉庫・ビル等の建物を三次元地図データを基にドローンで簡易点検を行う。 ・高精細カメラや夜間撮影可能な赤外線カメラを搭載したドローンを活用して橋梁点検・建物外調査を行う。	・農作業等の省力化・効率化 ・農業の生産性向上 ・共助型交通システムの実現	・150m以上の高さの空域、人口密集地区の上空空域において、無人航空機を飛行させることは航空法132条で禁止されている。 ・上記空域以外で飛行させる場合も夜間飛行や目視外飛行、30m未満の飛行、物件投下（葉の投下）などが航空法第132条の2で禁止されている。 ・航空法第132条、132条の2で禁止されている事項でも国土交通大臣の許可があれば、飛行させることが可能であるが、原則、飛行の都度の申請が必要かつ飛行実施日から10日前までの許可承認申請を要する。原則、飛行の都度申請が必要かつ飛行実施日から10日前までの許可承認申請を要する。また、書類が膨大である。さらに飛行経路について飛行情報共有システム(FISS)の登録を要する。	・航空法132条、132条第2項、132条の2、132条の2第2項 ・航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6、第236条の8	・高さ150m未満で農地内でのみの飛行の場合、第三者の人や物件が存在することは限られることから、FISS登録を含めて許可・承認手続きを不要とするよう求める。 特に、無人航空機での葉剤等散布飛行は作物上2-4mであり、地上からも10mにも満たない高度での飛行であるため、有人航空機と接触する可能性は限りなく低く、地上散布と同等とみなし飛行許可申請は不要とするよう規制緩和を求める。 ・昨年と同じ申請内容であれば簡易申請のみ（更新のみや複数年申請など）とするなど、FISS登録を含め、許可・承認手続きの簡素化あるいは不要とすることを求める。	国土交通省	FISSへの登録については、事故発生時の対応やテロ等を防止するため登録義務化されているものです。飛行許可承認申請については、現行制度で国土交通大臣の許可又は承認が必要な飛行においては、今般の航空法改正により、技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合に限り、国の許可又は承認の手続きを原則不要とします。 なお、係留によって飛行範囲を物理的に制限した状態で飛行する場合、高構造物から一定の範囲内の空域を飛行する場合については、無人航空機の飛行による航空機の航行及び地上の人等の安全を損なうおそれがないと判断できることから、航空法施行規則について、所要の改正を行っております。 また、手続きの簡素化については引き続き検討してまいります。
静岡県浜松市	18	ドローン製造の規制緩和	現在150kgまでは航空機製造事業法の許可不要となっているところを、機体重量200kgまで許可不要とする。	荷物の運搬範囲の拡大	林業などの資材や鳥獣被害対策の檻の運搬するために、70～100kgの資材運搬ドローンが必要となる。 現状機体の総重量が150kgまでに制限されており、それ以上の重さのドローンを製造するためには航空機製造事業法の許可が必要となる。航空機製造事業法の許可を得るためには設備投資等多額の費用が必要となる。	・航空機製造事業法第2条第1項 ・航空機製造事業法施行令第1条	航空機製造事業法の許可不要となるドローンの総重量（機体や装備、燃料、その他搭載物）を150kgから200kgまで緩和する	経済産業省	航空機製造事業法は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業活動を調整すること等により、航空機産業の発展及び生産技術の向上を図ることを目的として、航空の用に供する機械器具等（無人航空機については、総重量が150kg以上）の製造・修理事業を許可制としています。当該無人航空機の総重量の閾値については、事業活動の実態や技術進展の状況等を踏まえ、適切な水準について検討してまいります。
静岡県浜松市	19	風況に関する予測を提供する場合における気象業務法適用外の明確化	システムを活用した風況の予測については、気象業務法の対象外とし、事業者への情報提供を可能とする。	ドローンの安全な運航の実施	ドップラーライダーにより得られる風況データを活用し、数分後以内の風況を予測する。気象業務法における「気象」とは大気の大気諸現象（第二条）を指しており、気象庁以外の者が気象の予報業務を行う場合は気象庁長官の許可を受けなければならない（第17条）とされている。また、現象の予想については、気象予報士に行わせなければならないとされている。	気象業務法第2条、第17条、第19条の2	一定の性能評価を受けて実施する機械的的判断により提供する風況の予測については、気象業務法の予報業務に該当しないことを明確にする。	国土交通省	○気象の予報に関しては、不確実性が内在しており、局地的かつ短時間先の予測であっても、それを左右する台風・前線等の大規模な気象現象との関係に注意し予測を作成する必要があり、これには気象学の知識のある気象予報士が関与することが適当であると考えられる。一方、近年の観測・予測の計算技術の進展により、気象予報士が事前に予報に用いる計算アルゴリズムをチェックし定期的に確認することで、一定の予報水準は確保できると考える。 ○このため、現在、気象予報士の設置人数の緩和の検討を進めており、その適用範囲について検討を進めているところ。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
静岡県浜松市	20	機械的判断による気象予測の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>リアルタイムな浸水情報の提供（浸水危険地域の道路脇、排水路等に水位計、冠水センサおよびカメラを設置し、リアルタイムな浸水情報を提供する。）浸水予測のデジタル化をデータの連携により可能にする</li> <li>浸水エリアの推測水位データと国土地理院の数値標高データの組合せにより、地域の浸水状況推測し地図上に表示</li> <li>浸水の予測</li> <li>代表地点に雨量計を設置し、水位データ、実雨量データと気象庁の予測雨量データの組み合わせにより、浸水を予測</li> </ul>	防災情報への活用	自然現象の予測情報を一般公開するには気象庁長官の許可を受ける必要があり、予測には気象予報士が介在しなければならない。このため、提案サービスのようなソフトウェアによる自動的な予測は住民公開できない。	気象業務法第17条および第19条の3（自然現象の予測には気象予報士が介在しなければならない。）	機械的判断で実施する気象予測についてその特性を住民に周知した場合は、自然現象の予測には気象予報士が介在しなければならない規程の対象外とする。	国土交通省	<p>○洪水（河川の影響を受ける浸水含む）の予報業務許可については、「洪水及び土砂災害の予報のあり方検討会」において審議し、今年10月5日にとりまとめられ公表された報告書において、民間気象事業者等による予報が利用者の多様な利用ニーズに寄与できるよう、国は予報の許可に係る条件や技術上の基準を定めるとされており、今後、具体的な制度設計を早急に進めるところ。</p> <p>○当該報告書では、洪水及び土砂災害の予報は災害対応に直結した社会的な影響が大きいため、契約に基づき利用者特定して事前に予報の特性や留意事項を説明し、利用者がこれらを理解・同意した範囲で情報提供されることが適当とされている。</p>
静岡県浜松市	21	機械的判断による洪水予測の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>リアルタイムな浸水情報の提供（浸水危険地域の道路脇、排水路等に水位計、冠水センサおよびカメラを設置し、リアルタイムな浸水情報を提供する。）浸水予測のデジタル化をデータの連携により可能にする</li> <li>浸水エリアの推測水位データと国土地理院の数値標高データの組合せにより、地域の浸水状況推測し地図上に表示</li> <li>浸水の予測</li> <li>代表地点に雨量計を設置し、水位データ、実雨量データと気象庁の予測雨量データの組み合わせにより、浸水を予測</li> </ul>	防災情報への活用	「洪水の予報業務については、防災との関連性の観点等から、当面許可しない」となっており、内水氾濫の予報業許可を得ることはできない。	気象等の予報業務の許可等に関する審査基準（気象等の予報業務の許可等に関する審査基準	機械的判断による洪水の予報業務について許可。	国土交通省	<p>○洪水（河川の影響を受ける浸水含む）の予報業務許可については、「洪水及び土砂災害の予報のあり方検討会」において審議し、今年10月5日にとりまとめられ公表された報告書において、民間気象事業者等による予報が利用者の多様な利用ニーズに寄与できるよう、国は予報の許可に係る条件や技術上の基準を定めるとされており、今後、具体的な制度設計を早急に進めるところ。</p> <p>○当該報告書では、洪水及び土砂災害の予報は災害対応に直結した社会的な影響が大きいため、契約に基づき利用者特定して事前に予報の特性や留意事項を説明し、利用者がこれらを理解・同意した範囲で情報提供されることが適当とされている。</p>
静岡県浜松市	22	障害児通所支援についてオンライン支援を可能とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>対面支援を原則としつつ、必要な場合には遠隔支援の選択肢を実施する。</li> <li>子どもや親の体調、天候等で通えない場合などに遠隔支援を受けることができるメリットは大きく、ICT社会に必要な、新しい支援の在り方として求める方が多い。</li> </ul>	障害児児童へのケアの選択肢拡大	児童福祉法が「通所」前提であること。人員配置や設置基準が、児童福祉法に則って「通所」を前提とした基準（人員、設備、運営）で定めている。遠隔オンライン支援は、「コロナ禍での代替手段」として厚生労働省事務連絡で認められているのみ。	児童福祉法第6条の2の2	<p>「通所」を前提とした基準に加え、下記の事業について、オンラインによる支援も選択可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること</li> <li>放課後等デイサービス：生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること</li> </ul>	厚生労働省	<p>障害児通所支援については前回までの回答でもお示したとおり、集団生活への適応訓練や社会との交流の促進等の支援について、施設に通わせ職員や他の児童等との集団での相互交流等により提供できるものと考えており、コロナ禍において認めているオンラインによる支援は、利用者が事業所へ通うことを控えている場合における代替措置として、臨時的に認めているものである。</p> <p>また、タブレット等の端末の前に子どもを座らせるために、保護者に対して負担を強いるものであり、ICTを活用した支援について、通所による支援と同様の評価を行うことはできない。新型コロナウイルス感染症拡大時の代替的支援の特例については現在も適用できるようにしており、提案主体の希望する代替的支援については行うことができています。</p> <p>なお、提案自治体が「②具体的な事業の実施内容」において示している「子どもや親の体調、天候等で通えない場合など」については、欠席時対応加算として、利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、電話等により障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として、加算を算定できることとしており、既に、急な欠席の際の遠隔対応については、報酬において一定の評価を行っている。</p>